

防災市民組織補助金資器材一覧（対象）

No.	資器材カテゴリ	資器材名	詳細
1	消火用資器材	消火器、スタンドパイプ	一般的な蓄圧式若しくは加圧式の消火器。共同利用できる状態で設置する場合のみ対象であり、戸別に設置する場合は対象外。エアゾール式消火器は対象外。
2	衛生資器材	液体石鹸	手洗い時に使用する石鹸
3	衛生資器材	アルコール消毒剤	感染症防止として手指消毒に用いるもの。危険物の場合、保存数量に注意すること。
4	衛生資器材	マスク、非接触型温度計	感染症防止のための資器材
5	情報用資器材	ラジオ、メガホン、トランシーバー、腕章、ピブス	情報収集し、住民への情報共有に用いるもの。
6	避難・救出用資器材	アルミブランケット	
7	非常食・非常用飲料水	アルファ化米、長期保存水	5年以上 保存可能なものに限る。
8	医療・救護用資器材	AED	本体やケースを含む。パッドやバッテリーなどの消耗品、消耗品管理に関する委託費は対象外。購入ではなくリースの場合も対象外。
9	医療・救護用資器材	救急箱	
10	防災備蓄倉庫等整備	備蓄倉庫設置	本体に加え、工事費、組立費用、基礎にかかる費用、運搬費用、建築確認申請費用が対象。建築確認等申請が必要な場合は建築確認等の適正な手続きを行った場合に対象（奥行1m以上もしくは高さ1.4m以上のもの、又は床面積が2㎡を越えるものは建築確認等申請が必要になります）。
11	照明用資器材	投光器、懐中電灯、ランタン、コードリール	
12	防護資器材	ヘルメット、軍手、麻袋、ブルーシート	ヘルメットは、大人用・子ども用のいずれも対象。
13	その他市長が認めたもの	エレベーター内の非常用チェア等閉じ込め対策用防災資器材	P波センサー（地震発生時にエレベーターを最寄階に停止させる）、戸開走行保護装置（出入り口が閉じる前にかごが昇降しないようにする装置）が整備されているエレベーターに限り、対象。パッケージとして売られている物品を購入しない場合、平常時に物品が紛失することのないよう工夫をすること。
14	その他市長が認めたもの	土のう	土のう袋のみも対象。アクアブロック（1度限りの使用）は対象外。
15	その他市長が認めたもの	誘導棒	避難誘導や危険箇所を避けるための案内に使用するもの。
16	その他市長が認めたもの	蓄電池	
17	その他市長が認めたもの	発電機	
18	その他市長が認めたもの	乾電池	使用用途も併せてお教えてください。
19	その他市長が認めたもの	ホッカイロ	5年以上保存可のものが対象。
20	その他市長が認めたもの	台車	
21	その他市長が認めたもの	手数料・送料・梱包料	

防災市民組織補助金資器材一覧（対象外）

住宅用火災報知器、家具転倒防止器具、ガラス飛散防止フィルム、保存期限5年未満の飲食物・飲料水、訓練時の景品、役員会等会議での飲食物、融雪剤、アンプ、配管用のマイクロファイバー、穴あけドリル、訓練用バルコニー破壊ボード、井戸修繕費、リース代、メンテナンス代、名入れ費用、クーラーボックス、製氷機、スポットクーラー、ストラップ、カメラ、防災ゲーム、文房具等の一般的な消耗品、講師謝礼、他の補助金を利用しているもの

令和5年度重点推進資器材（トイレに関する資器材）

No.	資器材名	詳細
1	簡易トイレ	本体・凝固剤・便袋等を含みます。凝固剤や便袋のみの購入も対象となります。
2	トイレ用テント	災害時のトイレ用テントとして使用する物は対象となります。
3	その他トイレ用品	備蓄用トイレトーパー（長期保存可能）は対象となります。対象かどうか分からない物に関しては、購入前にご相談ください。

※工事を伴うものは対象外となります。

【基本的な考え方】

・組織内で共用で使用するものが対象となります。そのため、原則は組織の防災倉庫に保管するものとする。保管場所の問題等により複数の家庭・場所に分けて保管をする場合は、組織で購入した防災品であることが分かるように蓋付のクリアケース等品目単位で保管し、且つ災害時に取り出しやすい場所とすれば対象とします。事前にご相談ください。

・発災時に使用するものを想定しています。訓練で使用することもできるが1度限りの使用となるものは、発災時に使用できないため、対象とはなりません。